

政策会議 議事概要

開催日	令和4年12月19日	場所	宍粟市役所本庁舎 4階会議室
出席者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育長 <input checked="" type="checkbox"/> 市長公室長 <input checked="" type="checkbox"/> 総務部長 <input checked="" type="checkbox"/> 市民生活部長 <input checked="" type="checkbox"/> 健康福祉部長 <input checked="" type="checkbox"/> 産業部長 <input checked="" type="checkbox"/> 農業委員会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 建設部次長（代理） <input checked="" type="checkbox"/> 一宮市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 波賀市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 千種市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育部次長（代理） <input checked="" type="checkbox"/> 会計管理者 <input type="checkbox"/> 議会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 総合病院副院長兼事務部長		
議題	宍粟市立学校路線バス定期券等購入補助金制度の創設について		
総合計画での位置付け	基本目標 2. 安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち 基本方針 ⑤子どもが健やかに育つまちづくり 基本施策 【17】学校教育の充実		
総合戦略での位置付け	【産み育てる】少子化対策		
現状	<p>市内の児童生徒の人数が減少し、防犯面での不安が高まっていることから、登下校にスクールバス・路線バスを利用したいとの要望が出されている。こういった要望を受け、スクールバスが運行している沿線上であれば、スクールバスの乗車対象の自治会に居住していなくても、一定の条件を満たしている場合には特別に乗車を認めている。</p> <p>しかし、小学校については、学校規模適正化が実施されていない校区にあっては、通学に4kmを超える区域があってもスクールバスの運行がなく、また、中学校についても、山崎東中学校（神野方面）、一宮南中学校（染河内方面）及び一宮北中学校（下三方方面）は、6kmを超える区域があってもスクールバスの運行がない。</p>		
課題	同程度の遠距離通学（小学校4km超、中学校6km超）であっても、スクールバスの運行がある学校と運行がない学校があり、一方はスクールバス、もう一方は徒歩、自転車又は自費での路線バス通学となっており、不均衡な実態がある。		
決定事項	<p>【改正の概要】 従来の中学校を対象とした通学に要する自転車の購入助成に加え、小学校及び中学校の通学に路線バスを使用する場合、保護者等が負担する定期券等の購入費用を助成する。</p> <p>【路線バス定期券等購入補助の対象者】 通学の沿線上にスクールバスが運行していない区域であって、小学校にあっては、自治会の公民館等から学校までの距離が4kmを超える自治会に居住する児童の保護者、中学校にあっては、自宅から学校までの距離が6kmを超える生徒の保護者</p> <p>【支援の内容】 保護者等が負担する路線バスの定期券等の購入費用の全額を助成する。</p>		